

入居者の自己負担金一覧表（令和3年4月～）

社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会
特別養護老人ホーム 昌普久苑

（単位：円/月）

（31日の場合）

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		個別機能訓練加算(Ⅰ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計	
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護1	第二段階														390	12,090	820	25,420	60,047
	第三段階	652	20,212	19	589	12	372	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	83,297	
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	127,875	
	第四段階(2割)	1304	40,424	38	1,178	24	744	22	682	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	150,412	

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		個別機能訓練加算(Ⅰ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計	
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護2	第二段階														390	12,090	820	25,420	62,155
	第三段階	720	22,320	19	589	12	372	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	85,405	
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	129,983	
	第四段階(2割)	1440	44,640	38	1,178	24	744	22	682	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	154,628	

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		個別機能訓練加算(Ⅰ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計	
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護3	第二段階														390	12,090	820	25,420	64,418
	第三段階	793	24,583	19	589	12	372	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	87,668	
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	132,246	
	第四段階(2割)	1586	49,166	38	1,178	24	744	22	682	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	159,154	

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		個別機能訓練加算(Ⅰ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計	
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護4	第二段階														390	12,090	820	25,420	66,557
	第三段階	862	26,722	19	589	12	372	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	89,807	
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	134,385	
	第四段階(2割)	1724	53,444	38	1,178	24	744	22	682	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	163,432	

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		個別機能訓練加算(Ⅰ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計	
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護5	第二段階														390	12,090	820	25,420	68,634
	第三段階	929	28,799	19	589	12	372	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	91,884	
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	136,462	
	第四段階(2割)	1858	57,598	38	1,178	24	744	22	682	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	167,586	

<その他加算について>

※個別機能訓練加算(Ⅱ)…20単位/月 (Ⅰ)を算定している入所者様について、機能訓練計画の内容等を厚労省に提出し、実施に当たって有効な実施の為に必要な情報を活用すること。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

1か月の利用総単位数(加算含む)×8.3%×100% (1円未満の端数は切り捨て)が上記料金に加算されます

※医師の食事箋に基づいた療養食(糖尿病食や腎臓病食等)の対象者には療養食加算 6単位/1食を算定いたします。

<介護保険負担限度額段階>

第一段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護費受給者
第二段階	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第三段階	市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方(課税年金収入80万超266万未満など)
第四段階	上記以外の方

※所得の低い方は【居住費/食費】負担額の上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。